

## パブリックコメント実施結果

### 1. 計画等の名称

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の素案（たたき台）

### 2. 素案を公表した日

平成 21 年（2009 年）10 月 1 日（木曜日）から 10 月 30 日（金曜日）まで

### 3. 提出された意見数

7 件（2 人）

### 4. 提出された意見等の内容及びこれに対する市の考え方

#### 1) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の素案（たたき台）について

	意見等（要約）	市の考え方
1	現行区域区分を変更しない条件での意見募集はいかななものか。	意見を募集するためには、市としての何らかの案を示す必要があります。 今回の検討では、土地利用の現況及び人口・世帯数の動向から、市として検討した結果として、市街化区域を拡大する必要性は低いので現行の区域区分を変更しない内容の素案（たたき台）を作成したものです。 この素案（たたき台）に至るまでの現状認識や検討の流れも含めて意見をいただこうとするものです。

## 2) その他

	意見等（要約）	市の考え方
2	<p>市街化調整区域という線引きにはめられて長年不公平な所作を受けて苦しんできました。日本国憲法の第14条に法の下での平等であると示されているのに線引きが成立したのが理解に苦しみます。</p>	<p>区域区分（いわゆる線引き）の制度は都市計画法に基づくものであり、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るために定められています。</p>
3	<p>市街化区域は土地のスラム化を防ぐというが、市街化区域の中でも屋根の端すれすれの建物が散見するのはいかがなものか。理解に苦しみます。</p>	<p>区域区分は市街地の無秩序な拡大を防ごうとするものであり、市街化区域への編入は、計画的な土地利用が確実にされた段階で行っており、道路整備や用途地域等の指定もあわせて行っています。</p> <p>これによって、安全で快適なまちづくりが進められています。</p>
4	<p>市街化調整区域において、農家の次男坊は建築を許されているのに、農家でなければ自分の住む家も建てられないのはおかしい。</p>	<p>市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですが、当該地域で生活されている方々のために必要となる、法で認められた農家住宅などの建築は可能です。</p>
5	<p>税金については、市街化調整区域は市街化区域に比べて1/20～1/25と大変低い。また、土地が売買されることにより不動産取得税等も入るので税金徴収に役立つと思われます。</p>	<p>市街化区域は、人口規模や土地利用現況を勘案して設定しています。</p> <p>良好な市街地形成が確実な場合には市街化区域編入を行っており、市税収入を目的としたものではありません。</p>

6	<p>箕面は従来工場を歓迎しませんでした。社会では商工会という名の通り商 = 工(生産)で車の両輪のような存在です。バランスが失われているので、箕面での商売は難しいと店をだしてもやめる人も多い。</p>	<p>箕面市内には一定まとまった工場地域がなかったことから、工業系の用途地域はありません。</p> <p>一定規模の自動車の修理工場など、箕面にふさわしい工は必要であり、そのような土地利用は可能な用途地域の指定となっています。</p>
7	<p>市が自然環境を保全しながらまちづくりを進めているのはわかった。</p> <p>市民がもう少し関心を持ってもらったほうがいいのではないか。</p>	<p>ご理解いただきありがとうございます。</p> <p>市広報紙(もみじだより)等を活用しながら、きめ細かな広報活動について取り組みます。</p>

## 5. 素案(たたき台)への反映

「現行の区域区分を変更しない」という市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の素案(たたき台)の内容を変更せず、市の素案として大阪府へ提出します。